

令和 8 年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受 付 期 間 ハローワークでの求人開始～ 令和 8 年 8 月 1 0 日(月)〈必着〉
 試 験 日 福井県立坂井高等学校が指定する日
 (試験日時については、受験者に別途通知します)
 採用予定日 令和 8 年 9 月 1 日(火)

福 井 立 坂 井 高 等 学 校
 〒919-0512 坂井市坂井町宮領 5 7 - 5
 T E L 0 7 7 6 - 6 6 - 0 2 6 8
 F A X 0 7 7 6 - 6 6 - 2 6 6 9

1 募集概要

採 用 予 定 日	令和 8 年 9 月 1 日(火)
任 用 期 間	令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続 2 回まで更新される場合あり)
職 種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤 務 場 所	坂井高等学校（坂井市坂井町宮領 5 7 - 5）
業 務 内 容	事務補助業務 (窓口対応、各種書類作成、データ入力、物品管理など)
採用予定人員	1 名

2 受験資格

地方公務員法第 1 6 条の欠格条項に該当しない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

日時・場所等は、受験者に別途通知します。

4 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

5 受験手続

(1) 申込方法 次の(ア)および(イ)の手続きを行ってください(両方の手続きが必要です。)

(ア) ハローワークで紹介状を発行してもらってください。

(イ) 「福井県会計年度任用職員(パートタイム)採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出(持参または郵送)してください。

※申込書の入手方法

・ 福井県立坂井高等学校のホームページからダウンロード

・ 福井県立坂井高等学校 事務室で受け取る

(午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土、日、祝日は除く)

(2) 受験申込先 〒919-0512 坂井市坂井町宮領5-7-5

福井県立坂井高等学校 事務室

(3) 受付期間 ハローワークでの求人開始～令和8年8月10日(月)〈必着〉

※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土、日、祝日は除く)

(4) 注意事項 ・ 郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものと
し、受付期間中に到着したものに限り受け付けます。

・ 受験票は発行しません。

6 勤務条件

(1) 勤務日 月17日

※毎月、所属が指定する日となります。

(原則、土、日、祝日を除く平日)

※土、日、祝日にも勤務する場合があります。

※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)

(2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時00分まで

※休憩時間は正午から午後1時までです。

※所定労働時間を超える労働はありません。

(3) 報酬 月額9,100円

- (4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給（最大 年間4.65月分）
 （例）報酬月額9,100円の場合 年間支給額47万円程度
 ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5) 休 暇 ・年次有給休暇 年間10日
 ※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 ・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など
- (6) そ の 他 ・通勤費を別途支給します。
 ・地方公務員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 ・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。
 ・地方公務員法上の服務規定等（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）の適用があります。
 ・報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。
 ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者（本人）	総合得点および 総合順位	合否通知の到達 日から1か月	福井県立坂井高等学校

○ 口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人（代理人は不可）が、以下いずれかを持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県立坂井高等学校へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券（パスポート）
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード